

遺産分割協議書

被相続人朝日太郎（令和六年一月二十三日死亡 住所 武蔵野市南北町四丁目八番地）の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

一 相続人朝日花子が取得する財産

- （１）武蔵野市南北町四丁目八番
宅地 参百貳拾八平方メートル
- （２）右同所同番地 家屋番号八番
木造瓦葺平屋建 居宅 床面積九拾九平方メートル
- （３）右居宅内にある家財一式
- （４）〇〇電力株式会社の株式 壱千株
- （５）株式会社〇〇製作所の株式壱千五百株
- （６）.....

二 相続人朝日一郎が取得する財産

- （１）株式会社朝日商店の株式四万五千株
- （２）〇〇銀行〇〇支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金
壱口 八百万円
- （３）.....

三 相続人朝日次郎が取得する財産

- （１）株式会社朝日商店の株式 四万株
- （２）〇〇信託銀行〇〇支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金
壱口 参百五拾万円
- （３）洋画〇〇作「風景」ほか四点
- （４）.....

四 相続人夏野春子が取得する財産

- （１）国分寺市東西町五丁目六番
宅地 八拾九平方メートル
- （２）〇〇社債 券面額 六百万円
- （３）現金 七拾万円

五 相続人朝日一郎は、被相続人朝日太郎の次の債務を継承する

〇〇銀行〇〇支店からの借入金

右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。

令和六年五月七日

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人 朝日花子 印

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人 朝日一郎 印

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人 朝日次郎

三鷹市上下式丁目五番地

朝日次郎の特別代理人 山野太郎 印

国分寺市東西町五丁目六番地

相続人 夏野春子 印